

社会復帰促進等事業に係る平成24年度評価の平成26年度概算要求への反映状況(平成24年度評価がCの事業)

資料2-2

(単位:千円)

26年度 PDCA 評価番 号	25年度 PDCA 評価番 号	事業名	事業概要	平成24 年度 評価	26年度概算要求における見直し内容	平成25年度 予算額(①)	平成26年度 要求額(②)	対前年度 差引額 ②-①
27-2	27-2	安全衛生啓発指導等経費 (技能講習修了証明書発行 等一元管理事業)	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第24条但し書きに規定する指定機関として、登録省令第24条及び25条並びに登録教習機関の自主的な情報提供に基づき登録教習機関から技能講習修了者の帳簿を引き受け、これを管理し、労働安全衛生法規則第82条第3項及び第4項の規定に基づき、申請者に対し、技能講習を修了したことを証する書面の交付等を行う。	C	技能講習修了者のデータ管理等を行う本事業は、一定の危険有害業務に従事する労働者の業務に必要不可欠なものであり、引き続き実施することとした。 26年度においては、全国登録教習機関への注意喚起を通じて、移管される帳簿数が多くなるため、事務負担が増加すると見込まれるが、電子データの活用により、効率的な移管を促すことを通じて、26年度要求は25年度要求と同規模とする。 なお、24年度の評価については、アウトカム・アウトプット指標が事業効果を適切に測定するものとなっていなかったとの指摘があったため、指標を変更した。	95,893	95,893	0
28	28	安全衛生分野における国際 化への的確な対応のための 経費	ASEAN諸国及び日本、中国、韓国の政府機関によるネットワークである「ASEAN-OSHNET+3」や国際労働機関(IL O)の開催する国際会議、セミナー等に参加して、労働安全衛生分野における的確な国際化への対応を図る。	C	平成24年度は尖閣諸島を巡る情勢不安により、中国におけるシンポジウムが開催出来ず、成果目標を達成できなかったが、平成25年度については、状況の沈静化により開催する方向で調整中であり、平成26年度についても本事業は、日中双方の労働安全衛生意識向上に資するものであることから、継続して開催して行く予定である。	9,364	9,341	▲ 23

32	33	職場における受動喫煙対策事業	職場における受動喫煙防止対策の推進を図るため、事業場に対してデジタル粉じん計等の測定機器の貸出しや喫煙室の設置等に関する問い合わせに対応するための電話相談及び実地指導を実施するとともに、喫煙室を設置する事業場に対して設置費用の一部の助成を行う。	C	<p>職場における受動喫煙防止対策の推進を図るための本事業は、労働者の健康確保に必要不可欠なものであり、引き続き実施することとした。第12次労働災害防止計画においても、「平成29年までに職場で受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下にする」という目標を掲げており、依然として職場において50%を超える労働者が受動喫煙を受けている中、目標達成に向けて更なる取組を強力に推進する必要がある。</p> <p>また、平成26年度概算要求においては、下記のとおり見直しを行っており、予算を削減している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たばこ煙の濃度等を測定する機器の貸出事業については、事業運営の効率化に努め、予算を削減した。 ・事業場が受動喫煙防止対策に取り組む際に生じる技術的な内容に係る電話相談及び実地指導については、事業運営の効率化に努め、予算を削減した。 ・一方、受動喫煙防止対策に取り組んでいない事業所は18.2%に上るという結果等が示されたことから、第12次労働災害防止計画の目標達成のためにはさらなる周知啓発の強化等が必要と考えられるため、集団指導は予算規模を拡充して実施することとしている。 ・また、受動喫煙防止措置として実施する喫煙室の設置費用の助成については、平成25年度に受動喫煙防止対策を推進する目的に照らし効果的な支援となるよう、制度の改正を行ったところであり、引き続き予算規模を維持して要求している。 	910,159	889,533	▲ 20,626
72	73	中小企業退職金共済事業経費	中小企業退職金共済制度において、中小零細企業における退職金制度確立に向けて新規加入を促進するため、事業主に対する掛金負担軽減措置に要する費用の補助を行うとともに、中小企業退職金共済事業に必要な経費の補助を行う。	C	<p>中小企業において、退職金共済制度が大企業に比べ依然として普及していない状況であり、独力で退職金制度を設けることが困難であるため、勤労者退職金共済機構が中小企業に代わって退職金の支給を行う中小企業退職金共済制度の普及を図ることが必要不可欠であり、26年度においても、引き続き実施することとしたい。</p> <p>目標達成のため、関係機関等との連携の下、全国的な加入促進を図るとともに、大都市2か所(名古屋市、大阪市)に加入促進関係の活動拠点を集約したことを契機とし、首都圏、東海地域及び近畿地域での加入促進を今まで以上に強化する。加えて、高い成長が見込まれる分野、雇用者数に比し加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体への働きかけやダイレクトメール等業界団体の協力を得つつ、普及推進員、委託団体等も活用し、さらなる加入勧奨を図ることとする。</p> <p>なお、掛金助成について、執行実績等を踏まえて予算要求額を削減しているところ。</p>	1,983,480	1,946,720	▲ 36,760
-	26-4	中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修等実施事業(次代の安全の中核を担う人材育成事業)	企業の若い世代は自らの努力で安全を実現するという意識が低下してきているのではないかと懸念が指摘されていることから、次代の安全の中核を担う人材の育成が急務となっている。このため、安全衛生に係る人材育成等に資する好事例の作成、職長向けメールマガジンの配信によって、人材育成のための各種支援策を展開することで、職長や次代の安全の中核を担う若者労働者等の人材育成を推進する。	C	24年度で事業廃止	0	0	0

-	41	小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業	<p>小規模事業場は、人材確保も困難であること等から、安全衛生管理体制が脆弱であり、労働災害防止への取組みが十分でなく、労働災害発生率が著しく高くなっている。</p> <p>そこで、小規模事業場の労働災害の確実な減少を効果的に図るため、小規模事業場が集団となって取組む安全衛生活動に対して支援を行う。</p>	C	24年度で事業廃止	0	0	0
---	----	---------------------	--	---	-----------	---	---	---

社会復帰促進等事業に係る平成24年度評価の平成26年度概算要求への反映状況(平成24年度評価がBの事業)

(単位:千円)

26年度 PDCA 評価番 号	25年度 PDCA 評価番 号	事業名	事業概要	平成24 年度 評価	26年度概算要求における見直し内容	平成25年度 予算額(①)	平成26年度 要求額(②)	対前年度 差引額 ②-①
71-1	72-1	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 (過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し)	労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、労使の自主的取組を促進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取組を推進する。	B	労働時間等設定改善推進助成金は、実績に見合った件数に見直しを図った。 職場意識改善助成金は、既存の助成コースを実績を踏まえ予算額を減額した一方、「世界最先端IT国家創造宣言について」(平成25年6月14日閣議決定)等により、政府全体で一層テレワークに普及・促進に取り組むこととされていることから、テレワークコースを新設することとしたため、増額要求となった。	956,193	1,791,613	835,420
5	5	障害者職業能力開発校施設整備費	業務上負傷し、身体障害となった者の早期社会復帰を図るため、これらの者に対して職業に必要な技能・知識を習得させ、又は向上させるために、障害者職業能力開発校の訓練科及び施設の整備を行う。	B	施設整備については、障害者職業能力開発校の耐震改修工事など、訓練生の生命の安全などを確保するために必要な措置を進めているところであり、25年度は耐震改修等工事設計や、校舎建替に向けた敷地調査が実施されているところである。26年度から耐震改修等工事や校舎建替工事設計を開始するために要求額が増えている。 また、訓練機器については、真に必要な機器に絞って要求しており、25年度予算と同水準としている。	108,127	553,959	445,832
71-3	72-3	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 (医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組)	厳しい勤務環境に置かれている医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた取組を推進する。	B	平成26年度においては、医療機関等における労働時間等管理の改善に係る情報収集や相談支援業務をより実効あるものとする観点から、医療機関に対する勤務環境改善を支援するために都道府県が設置主体となる「医療勤務環境改善支援センター(仮称)」等に対して、労務管理支援業務を委託することとしている。 また、医療機関が自ら課題解決に活用できるよう勤務環境改善事例を収集・整理したデータベースを構築するなど、医療機関の自主的な取組に対する支援の充実を図ることとし、必要な増額要求を行った。	74,850	305,278	230,428

30	30	じん肺等対策事業	<p>不可逆性の疾病であるじん肺に対する適切な診断、治療技術の向上等を図るとともに、石綿業務等有害な業務に従事し離職した労働者等に対して健康管理手帳を交付し、特殊健康診断を実施する。</p> <p>また、石綿含有建築物の解体作業に従事する労働者の石綿による健康被害を生じさせないよう、石綿障害予防規則等に基づき、当該作業にかかる適切な石綿ばく露防止対策の履行を図る。</p>	B	<p>発病までの期間が長く、また発病した場合に重篤な結果を起す疾病を発症させる可能性のある特定の有害物質を扱う業務に従事歴のある離職者については、労働安全衛生法第67条において、健康管理手帳制度を設け、定期的かつ継続的な健康診断を実施しているところであり、手帳に基づく健診実施費用等を含む本事業は必要不可欠である。今年度、胆管がん発症の蓋然性が高いとされる1, 2-ジクロロプロパンを取り扱う業務を健康管理手帳の交付対象業務に追加したことから、当該業務に従事した労働者に対する健康管理を適切に実施するため、増額要求を行った。</p>	1,393,175	1,570,356	177,181
54	54	家内労働安全衛生管理費	<p>家内労働をとりまく諸問題について、その実態の把握等を行い、職業病の早期発見を図るため、家内労働安全衛生指導員による安全衛生指導により、災害防止のための適切な指導を行い、家内労働者の安全衛生管理体制の確立を図る。また、危険有害業務に従事する家内労働者の災害及び疾病予防のため、作業環境、災害事例の実態を委託者及び家内労働者へのヒアリングによって把握し、今後の予防対策を検討する。</p>	B	<p>本事業は、危険有害業務に従事する家内労働者の安全確保のための唯一の事業であり、継続的に取り組む必要がある。</p> <p>25年度より実態調査を実施しているが、26年度は実態調査に加え、調査により得られた内容を基に家内労働者の現状、問題点及び課題を把握し、今後の災害、疾病予防の方策をとりまとめるための検討委員会経費として増額要求を行った。</p>	25,996	31,102	5,106
-	22	業務上疾病に関する医学的知見の収集	<p>認定基準の策定・改正や労働基準法施行規則の改正を検討するに際しては、あらゆる最新の医学的知見を踏まえ、対象疾病の発症と業務との関係を明らかにすることが不可欠であるため、対象疾病に係る国内外の最新の医学文献を収集する。</p>	B	24年度で事業廃止	0	0	0
65	66	短時間労働者均衡待遇推進事業費	<p>正社員との均衡を考慮してパートタイム労働者等及び有期契約労働者の健康診断制度を導入・実施する事業主に対して、都道府県労働局において助成金を支給する。</p>	B	25年度までの経過措置事業	60,500	0	▲ 60,500

社会復帰促進等事業に係る平成24年度評価の平成26年度概算要求への反映状況(平成24年度評価がAの事業)

(単位:千円)

26年度 PDCA 評価番 号	25年度 PDCA 評価番 号	事業名	事業概要	平成24 年度 評価	26年度概算要求における見直し内容	平成25年度 予算額(①)	平成26年度 要求額(②)	対前年度 差引額 ②-①
61	62	安全衛生施設整備費	化学物質による職業がん対策を進めるためには、化学物質について動物の長期吸入有害性調査を行うことが必要であり、これを我が国で唯一行っている日本バイオアッセイ研究センター等の施設整備を行う。	A	25年度は安全衛生総合会館の改修に係る設計費用を予算措置しているところ、26年度からは当該設計を踏まえて同館の改修工事を行うため、増額要求している。	237,611	542,257	304,646
34	35	職場における化学物質管理の総合対策・化学物質管理の支援体制の整備	職場で利用されている化学物質について、発がん性に重点を置いたリスク評価を実施するとともに、事業場における自律的な化学物質管理の推進のため、化学物質管理に関する相談窓口の設置や訪問指導の実施、GHS分類やモデル表示・モデルSDSの作成等により、職場での化学物質管理の支援体制の整備を図る。 また、ナノマテリアルに係る長期吸入ばく露によるがん原性試験及び遺伝毒性試験等を実施し、ナノマテリアルの有害性等に係る情報収集を行う。	A	化学物質管理に係る取組強化の観点から、化学物質管理に関する相談窓口の設置や、中小規模事業場を主な対象とする訪問指導の実施など、事業場支援を強化するとともに、化学物質の有害性調査の取組を加速化すべく、事業内容を拡大して要求することとした。	371,015	657,181	286,166
3	3	特殊疾病アフターケア実施費	症状固定後においても後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に不随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関において診察、保健指導、薬剤の支給、及び検査等の必要な措置を行うもの。また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。	A	執行実績を踏まえ、給付見込額を見直したことにより予算が増加した。	3,486,742	3,585,579	98,837
17	17	労災特別介護施設設置費	在宅での介護を受けることが困難な高齢労災重度被災労働者に対して、その傷病・障害の特性に応じた専門的施設介護サービスを提供するための施設の整備・修繕を行う。	A	入居者の生命に影響を及ぼしかねない緊急性の高い修繕案件を要求したことにより予算が増加した。	84,113	171,672	87,559
71-2	72-2	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進(テレワーク普及促進等対策)	2020年には、テレワーク導入企業を2012年度比で3倍、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の10%以上にする等の政府目標に向け、適正な労働条件下でのテレワークの普及・促進に取り組む。	A	「世界最先端IT国家創造宣言について(平成25年6月14日閣議決定)」等により、政府全体で一層テレワークの普及・促進に取り組むこととされていることから、必要な増額要求を行った。 なお、仕事と子育て等の両立が可能となる適正な労働条件下でのテレワークの普及・促進のため、適切な人事評価等が可能となる新たなテレワークモデルを確立するための実証事業の実施、テレワーク導入企業に対する労務管理に関する専門家の派遣等を実施することとしている。	26,731	112,237	85,506
69	70	独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費	独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務遂行のために必要な施設及び設備機器の整備に要する経費である。	A	第二期中期計画(平成23年度～平成27年度)に基づき、必要な改修等を計画的に行うため、増額要求を行った。	55,667	121,060	65,393
44	44	働きやすい職場環境形成事業	労使が具体的な取組を行うにあたってのノウハウを提供する等、職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた周知・広報及び労使への支援策の充実を図る。	A	職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた周知・広報の実施や、労使のパワーハラスメント対策の更なる推進を図るべく、必要な予算の増額を行った。	90,334	154,182	63,848

64	65	短時間労働者健康管理啓発指導経費	パートタイム労働者に対する健康診断等についてパートタイム労働者を雇用する事業主に対して啓発指導を行うとともに、パートタイム労働者等の健康管理に関する実態把握及び課題の整理検討を行うことにより、パートタイム労働者等の健康管理を推進する。	A	パートタイム労働者等の健康管理については、業務上の負傷や疾病の現状、課題の把握が十分とはいえないことから、パートタイム労働者等の健康管理に関する実態把握及び課題の整理検討を行う経費の要求を行った。	6,572	35,548	28,976
39	39	長時間労働・過重労働の解消・抑制等経費	時間外労働・休日労働に関する協定について、限度時間を超えた時間で協定を締結している事業場に対して、時間外及び休日労働協定点検指導員による窓口指導等を行う。 過重労働解消に向けた周知啓発のためのセミナーの開催、取組事例集の作成・配布、情報収集、相談対応等を行う。	A	週60時間以上の労働者の割合、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数が高水準で推移する中、過重労働による健康障害防止のため、26年度要求では、新たに過重労働解消に係る周知啓発のためのセミナーの開催、過重労働解消に向けての取組事例集の作成・配布等のための経費等の要求を行った。	225,577	246,422	20,845
75	76	独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	独立行政法人労働政策研究・研修機構が施行する施設整備のための経費である。	A	第二期中期計画(平成25年度～平成29年度)に基づき、必要な改修等を計画的に行うため、増額要求を行った。	47,679	66,985	19,306
63	64	女性就業支援全国展開事業	全国の女性関連施設等における女性就業支援事業が効果的、効率的に実施され、女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の全国的な充実が図られるよう、相談対応や講師派遣等、女性関連施設等を支援する事業を実施する。	A	備品処理経費等により要求額が増加した。	80,372	92,531	12,159
55	55	女性労働者健康管理等対策費	女性労働者の職場進出が進み、妊娠中または出産後も働き続ける女性が増加していることから、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性健康管理を推進する。また、子育て・介護のためのテレワーク活用の好事例の周知・啓発を行う。	A	母性健康管理に関する事業については、事業内容や効率的な実施方法について検討を行い、必要な見直しを図る。 テレワークに関する事業については、「世界最先端IT国家創造宣言について(平成25年6月14日閣議決定)」等により、社会全体へと波及させる取組を進めることとされていることから、必要な要求を行っている。	50,070	60,916	10,846
50	50	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費	外国人労働者労働条件相談員、派遣労働者専門指導員を配置し、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や指導を行う。 特定分野の労働者の労働災害防止のためのパンフレット作成、外国人労働者向けにモデル就業規則を数か国語に翻訳しホームページへの掲載等を行う。	A	外国人労働者は、日本語や日本の雇用慣行に精通していないこと等から、労働条件確保上の問題が生じやすく、法定労働条件の確保を図る必要がある。 このため、新たに外国人労働者向けにモデル就業規則を数か国語に翻訳しホームページに掲載するための経費として、増額要求を行った。	106,076	116,511	10,435

45	45	建設業等における労働災害防止対策費	<p>・墜落・転落災害等防止対策推進事業 建設業においては、墜落・転落災害が死亡災害の約4割を占める状況が続いており、手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及率が依然約31%に留まっていることから、引き続き安全な足場の一層の普及を図る。 また、建設業における墜落・転落災害の約8割は、屋根等足場以外の様々な高所作業により発生していることから、足場の設置が困難な場所において、適切な「安全帯取付設備」の設置の促進、墜落時の衝撃が少ない「ハーネス型安全帯」の普及等を図る。 加えて、建設業と同様に墜落・転落災害の発生率が高い造船業においても、墜落防止措置の徹底をはじめとした総合的な労働災害防止対策の研修等を実施する。</p> <p>・東日本大震災に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業 東日本大震災により大きな被害が生じた建設物をはじめとする施設等に係る復旧・復興工事については、公共工事に加えて民間発注の比較的小規模な工事が短期間のうちに大量に行われることが予想され、多数の中小事業者が参入することが想定されることから、労働災害の発生が危惧されることである。このため、中小事業者を重点対象として、岩手県、宮城県、福島県に安全衛生対策の拠点を設置し、安全専門家による巡回指導等の復旧・復興工事における安全衛生確保を支援するための事業を実施する。</p>	A	<p>(1)墜落・転落災害等防止対策事業 委託事業のうち造船業に関する事業の廃止により予算を減額して要求した。 (2)東日本大震災に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業公開プロセスの結果を踏まえ、委託事業の一部見直しにより、委託費を削減して要求した。 (3)建設業職長等指導力向上事業(新規) 建設業における人材不足に対応した労働災害防止対策として、職長等の指導力向上を図るための研修会を全国で実施するための予算を新規に要求した。</p>	323,002	329,274	6,272
13	13	労災保険相談員等設置費	<p>労災保険給付等に係る相談・指導等を行う労災保険相談員等の設置を行う。</p>	A	<p>地域の賃金水準に合わせるための地域加算や国家公務員の給与減額支給措置の終了(26年3月)による謝金単価の増額及びそれに伴う社会保険料等の増額等。</p>	560,952	566,783	5,831
66	67	就労条件総合調査費	<p>主要産業における企業の労働時間制度、定年制等、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにする。</p>	A	<p>執行実績を踏まえ、事業諸費を見直したことにより予算が増額した。</p>	23,609	29,192	5,583
4	4	社会復帰特別対策援護経費	<p>振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給する。</p>	A	<p>執行実績を踏まえ、給付見込額を見直したことにより予算が増加した。</p>	471,518	476,747	5,229
23	24	労働安全衛生等事務費	<p>労働安全衛生行政を執行するにあたって必要となる事務補助等に要する経費である。</p>	A	<p>労災勘定にて設定・運営している施設である安全衛生総合会館においては、隣接している女性就業支援センターと警備等の管理業務を共同で調達しているところ、26年度に女性就業支援センターが改修工事に伴って退去するため、26年度概算要求に当たっては、当該経費の負担割合の見直しを行い、増額要求している。</p>	217,730	222,881	5,151
18	18	労災特別介護援護経費	<p>在宅での介護を受けることが困難な高齢労災重度被災労働者に対して、その傷病・障害の特性に応じた専門的施設介護サービスの提供と施設の運営を行う。</p>	A	<p>人件費単価を実勢単価に見直しを行ったことにより予算が増加した。</p>	1,926,572	1,931,282	4,710
46	46	荷役作業における労働災害防止対策経費	<p>陸上貨物運送事業においては、荷役作業中の墜落災害が多いことから、「トラックの荷役作業における安全ガイドライン」を策定し、周知・普及を図るため研修会を開催するとともに事業場に専門家を派遣して、安全な作業の実施について指導を行う。</p>	A	<p>委託事業の一部を見直す一方、労働災害の7割が発生している荷主先等の安全担当者への研修を全国で実施するため、予算の増額要求を行った。</p>	35,887	40,543	4,656

26-2	26-2	中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修等実施事業 (あんぜんプロジェクト推進事業)	①賛同する企業を募り、安全活動に熱心に取り組んでいる企業が国民や取引先に注目されるための運動(以下「あんぜんプロジェクト」という。)の展開等を行う。賛同企業は、厚生労働省が運営するあんぜんプロジェクトのホームページにプロジェクトメンバーとして掲載され、自社のイメージアップに繋がるとともに、一層の安全活動に取り組むことが期待される。また、その活動状況及び自社の労働災害発生状況を自社のホームページで公表する。 ②あんぜんプロジェクトの活動として、プロジェクトメンバーが実践している創意工夫された安全活動や自社の安全教育設備を外部に開放するなど地域の企業への協力を行っている事例を紹介し、中小企業での安全活動を支援する。	A	執行実績を踏まえつつ、コンテンツの拡充による予算の増額を行った。	40,436	43,945	3,509
53	53	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	自動車運転者の長時間労働の抑制を図るため、自動車運転者時間管理等指導員が事業場を訪問して指導・助言等を行うとともに、業界団体未加入の事業者に対して、労働基準関係法令や改善基準告示等の重点的な周知及び相談を実施する。 発注者(荷主)を含めた(元請)貨物自動車運送業者及び下請運送業者について協議会を設置し、自動車運行管理アドバイザーによる個別指導等を行う。 新規許可事業者を対象として国土交通省が行う講習会において、労働基準法等の労務管理の基礎を教示し、指導を行う。 地方運輸支局等との間で都道府県単位の連絡会議を設置し、自動車運転者の労働条件改善等に係る情報・意見交換を行う。	A	自動車運転者については、依然として長時間労働の実態にあり、脳・心臓疾患による支給決定件数も職種別で最も多くなっている。 このため、荷主を含めた協議会の設置等を内容としたトラック運転者の労働条件改善事業を実施してきたところであるが、新たに当該事業の過去3年間の実績を取組事例集として作成するため増額要求を行った。	123,204	126,138	2,934
27-1	27-1	安全衛生啓発指導等経費	労働災害防止活動の基本である、事業者及び労働者の安全衛生意識の徹底を図るとともに災害防止活動を効果的に促進させるため、無災害運動の奨励や安全衛生教育の実施を行う。	A	物品購入単価の増加により予算の増額を行った。	116,877	119,070	2,193
16	16	長期家族介護者に対する援護経費	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金(一時金100万円)を支給する。	A	執行実績を踏まえ、給付見込額を見直したことにより予算が増加した。	29,000	31,000	2,000
74	75	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	独立行政法人労働政策研究・研修機構において、労働に関する事務に従事する者に対する研修等を行うために必要な経費である。	A	交付金算定ルールに基づく効率化を行ったが、国の給与特例法に準じた人件費の減額期間終了に伴い、増額要求を行った。	110,123	111,224	1,101
20	20	労災援護金等経費	労災保険制度に打切補償制度が存在した時期に打切補償費の支給を受けたために、労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の援護を図るため、療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給する。	A	執行実績を踏まえ、給付見込額を見直したことにより予算が増加した。	12,259	12,792	533
52	52	「労災かくし」の排除のための対策の推進	「労災かくし」が多発する状況が続くと、被災労働者に対し適正な保護が行われなくなることから、これを排除するための周知等を行う。	A	執行実績を踏まえ、事業諸費を見直したことにより予算が増加した。	46,081	46,460	379
37	38	労働衛生指導医設置経費	頻発する労働者の職業病を未然に防止し、医学的専門知識をもとにする職業病の原因把握、健康管理等に関する専門的事項について要請に応じ、また必要に応じ事業場に対し指導を行わせるため労働衛生指導医を設置する。	A	非常勤職員手当の単価の増加に伴い、増額要求を行った。	3,465	3,694	229

48	48	機械等の災害防止対策費	本省、労働局及び労働基準監督署による①機械設置届等に係る審査及び実地調査、②検査業者、登録教習機関等に対する監査指導を行う。	A	諸謝金単価の増により増額要求を行った。	10,508	10,521	13
26-3	26-3	中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修等実施事業 (災害事例の労働災害防止活動への活用促進事業)	事業者(とくに中小零細規模事業場)及び労働者に対して、安全衛生活動に必要な情報の提供等を行うため、インターネットを通じた災害事例等の安全衛生情報や安全衛生教育ソフトの提供等を行う。 各事業場の状況に応じた安全衛生対策の策定・実施、労働者への教育の徹底のための情報等を国が提供することで、労働災害の防止を目指す。	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き同規模の予算で実施することとした。	12,186	12,186	0
43	43	新規起業事業場就業環境整備事業	新規起業事業場等に対する適正な職場環境形成のための支援等を行う。	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き同規模の予算額で実施することとした。	76,625	76,625	0
51	51	自主点検方式による特別監督指導の機能強化	自主点検表等の作成等を行う。	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き同規模の予算で実施することとした。	5,051	5,051	0
56	56	技能実習生に対する事故・疾病防止対策等の実施のための経費	技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に関する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策等を行う。	A	執行実績を踏まえ、事業諸費を見直したことにより予算が減少した。	35,966	35,948	▲ 18
21	21	石綿関連疾病診断技術研修事業	医療従事者に対し、石綿関連疾患に係る診断技術の向上・労災補償制度の周知を図るため、研修プログラムを作成し、研修を実施する。	A	執行実績を踏まえ、一部経費を削減した。	21,544	21,453	▲ 91
58	59	労働災害防止対策費補助金経費	労働環境の急激な変化により多発し、重大化傾向もある労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠である。法律に基づき設立された各種労働災害防止協会が実施する事業主等の労働災害防止活動の促進等の事業について補助を行う。	A	執行実績を踏まえ、一部経費を削減した。	1,377,445	1,377,113	▲ 332
22	23	石綿確定診断等事業	石綿関連疾患に対する豊富な症例経験と知識を有する機関等において、労働基準監督署等からの確定診断依頼に基づき、複数の専門家による確定診断を行い、当該労働基準監督署等に対して意見書の提出等を行う。	A	執行実績を踏まえ、一部経費を削減した。	16,056	15,711	▲ 345
35	36	化学物質の有害性調査等事業	化学物質による長期低濃度ばく露による重篤な遅発性健康障害の防止を図るため、がん原性のおそれのある化学物質について計画的に、実験動物を用いるがん原性試験を実施する。	A	執行実績を踏まえ、一部経費を削減した。	825,440	825,034	▲ 406
59	60	産業医学振興経費	過重労働による過労死・過労自殺が深刻化しており、法律に基づき事業場において労働者の健康確保を担う「企業のホームドクター」である産業医の活動が強く求められている。そのため、メンタルヘルス等高度な専門性を持った産業医の育成が急務であり、産業医の養成、産業医学の水準向上に専門に取り組んでいる産業医科大学への助成及び産業医の資質向上研修に対して助成する。	A	執行実績を踏まえ、一部経費を削減した。	5,011,674	5,011,095	▲ 579

15	15	休業補償特別援護経費	労働基準法第76条に基づき使用者が行う休業3日目までの休業補償について、遅発性疾病に罹患し、やむをえない事由で受けることができない被災者に対し、休業3日分を支給する。	A	執行実績を踏まえ、給付見込額を見直したことにより予算を削減した。	2,186	1,521	▲ 665
1	1	外科後処置費	外科後処置により障害補償給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行うもの。また、外科後処置のため通院に要する費用を支給する。	A	執行実績を踏まえ、給付見込額を見直したことにより予算を削減した。	67,019	66,237	▲ 782
33	34	有害物質安全対策費	新規化学物質の審査及び有害性調査機関の査察等を実施し、新規化学物質による労働者の健康障害の防止を図る。	A	執行実績を踏まえ、一部経費を削減した。	101,251	100,448	▲ 803
49	49	特別安全衛生指導等経費	火災、爆発等の重大災害や科学的・技術的に説明が困難な災害等の原因を総合的に調査し同種災害を繰り返さないための防止対策の検討に活用するための調査を行う。	A	装備品数量等の見直しにより予算を削減した。	57,183	56,380	▲ 803
10	10	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別な援護措置を行う。	A	執行実績を踏まえ、給付見込額を見直したことにより予算を削減した。	10,165	8,927	▲ 1,238
36	37	石綿障害防止総合相談員等設置経費	労働者の石綿による健康障害を防止するため、石綿障害防止総合相談員及び石綿届出等点検指導員を設置し、労働者の石綿による健康障害を防止するための相談、石綿含有建築物の解体等についての届出の審査や事業者への指導を行う。	A	執行実績を踏まえ、一部経費を削減した。	247,511	245,998	▲ 1,513
11	11	労災就労保育援護経費	労災年金受給者に対し当該家族の就労のため、未就学児を幼稚園、保育所等に預ける必要がある場合にその保育に要する経費の支給を行う。	A	執行実績を踏まえ、給付見込額を見直したことにより予算を削減した。	75,162	71,509	▲ 3,653
76	77	個別労働紛争対策費	個別労働関係紛争の解決・促進を図るため、以下の事業を実施する。 ①総合労働相談窓口の運営 ②個別労働関係紛争の自主的解決の援助 ③都道府県労働局長による紛争解決の援助 ④統括情報窓口の整備と関係機関のネットワーク化の推進 ⑤いじめ・嫌がらせ等困難事案に係る相談体制の充実	A	執行実績を踏まえ総合労働相談員謝金等の削減を行った。	754,713	749,804	▲ 4,909

26-1	26-1	中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修等実施事業 (危険性・有害性等の調査等普及促進事業)	<p>近年、生産工程等の多様化・複雑化が進展し、事業場内の危険や有害性が多様化していることから、事業者は労働安全衛生法令に規定されている危害防止基準の遵守は勿論のこと、事業場内の危険・有害要因について自ら予防的にリスクアセスメントを実施し、労働災害につながるリスクの低減を進めることが労働災害の減少に効果的であるが、中小零細規模事業場においては、リスクアセスメントを適切に実施できるノウハウがないことが課題である。</p> <p>このため、中小零細規模事業場の事業者を対象として、リスクアセスメントの導入について指導するとともに、安全担当者に対して具体的な演習形式の研修を行うことで、事業場においてリスクアセスメントを自律的に実施できる人材を育成する。</p> <p>また、リスクアセスメントの結果に基づき、事業場の設備や作業環境の改善、労働者の教育等をどのような優先順位でどのように進めていくかといったマネジメントに役立つ様式やチェックリストを含むマニュアルを作成し、当該マニュアルを普及するための研修を、リスクアセスメントを導入した事業場に対して実施する。</p>	A	委託事業の一部廃止により、予算を減額した。	60,572	53,506	▲ 7,066
19	19	労災診療被災労働者援護事業補助事業費	<p>労災指定医療機関において被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、(財)労災保険情報センターが行っている当該医療機関への無利子貸付事業に対して補助を行う。</p>	A	執行実績を踏まえ、事業費を見直したことにより予算を削減した。	2,900,811	2,892,504	▲ 8,307
2	2	義肢等補装具支給経費	<p>義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を本人又委任された義肢等補装具業者に対し支給するもの。また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給する。</p>	A	執行実績を踏まえ、給付見込額を見直したことにより予算を削減した。	2,527,252	2,518,179	▲ 9,073
47	47	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業	<p>林業においては、災害発生率が他の産業と比べて極めて高く、また、今後、林業に新規に参入する労働者の増加が予想され、死亡災害の増加が懸念されることから、諸外国の先進的な対策を検討し、検討結果に基づく我が国への林業労働災害防止対策に応用可能な対策を実地に検証する。</p>	A	委託事業の廃止により、行政経費のみ要求した。	17,757	6,709	▲ 11,048
6	6	CO中毒患者に係る特別対策事業経費	<p>「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第11条」に基づき、CO中毒患者の特性を十分に考慮した診療体制等の整備を行う。</p>	A	人件費単価等の見直しを行った。	442,360	429,535	▲ 12,825
14	14	労災ケアサポート事業経費	<p>労災重度被災労働者等が必要とする介護、看護、健康管理、精神的ケア等に関し、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を行うなど、労災重度被災労働者の生命と生活維持に必要な不可欠な援護等を実施する。</p>	A	訪問支援活動旅費等を見直したことにより予算を削減した。	536,261	523,006	▲ 13,255
8	9	独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費	<p>療養施設(労災病院を除く)の整備等を行う。</p>	A	中期目標に基づき、既存の施設等の耐用年数、使用頻度等を考慮し、施設整備及び機器整備を実施する各事業毎に整備計画を立て、これに基づき契約を進めていることから、これらの計画の適正な実施を図る。	2,660,648	2,640,064	▲ 20,584

68	69	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費	独立行政法人労働安全衛生総合研究所が実施する事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究のために必要な経費である。	A	交付金算定ルールに基づく効率化により、減額要求を行った。	1,561,074	1,540,036	▲ 21,038
57	58	労働安全衛生融資資金利子補給費等経費	資金的な問題で労働災害の防止措置を十分に果たせない中小企業に職場改善機器等の導入資金として、長期かつ低利で融資を行っていた事業(平成13年度以降、新規の融資は廃止)であり、現在は、残存する債権の管理・回収業務、借入の償還業務を行う。	A	民間金融機関からの借入及び貸倒債権の引当に必要な経費を計上し、要求額の縮減を図った。	232,713	210,065	▲ 22,648
7	8	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費	療養施設(労災病院を除く)及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための運営等を行う。			7,144,196	7,111,072	▲ 33,124
7-1	8-1	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費(労災病院の運営)	<ul style="list-style-type: none"> ・全国に30の労災病院を有し、労災病院ネットワークを形成。 ・労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供。 ※労災病院の運営、施設整備は、全て自前収入(医業収入)で賄っている。 ・毎年度、独立行政法人評価委員会に諮り、評価又は必要な意見の提言を受けている。 	A	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針等を踏まえ、ガバナンスの一層の強化を図るため、労災病院ネットワークにおける各病院の役割指示、PDCAによる評価と改善、経営指導等を更に徹底し、労災病院グループ全体として効率的に労災疾病に取り組むこととする(なお、労災病院事業については、26年度も引き続き交付金等の国からの財政支出を全く受けずに運営することとしているため、概算要求額はない)。	※予算額は、運営費交付金の総額であり、「労災病院の運営」(26年度事業番号8-1)には運営費交付金は投入されていない。		
7-2	8-2	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費(医療リハビリテーションセンターの運営)	<ul style="list-style-type: none"> ・労働災害等による四肢・脊椎の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った勤労者に対し、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行うため、医療リハビリテーションセンター(1箇所)を設置。 ・同センターでは、被災労働者等の病氣やけがの機能障害レベル、生活様式・職業・家庭状況などを総合的に判断し、治療プログラムを作成するなどにより、言語聴覚士(ST)、医療ソーシャルワーカー(MSW)など専門のリハビリテーションスタッフが対応。また、生活支援機器等の開発も実施している。 ・隣接する職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害者雇用支援機構が運営)との連携の下に、被災労働者の職場・自宅復帰を図る。 ・毎年度、独立行政法人評価委員会に諮り、評価又は必要な意見の提言を受けている。 	A	自己収入の確保に努めるとともに、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約における仕様等の見直しによって事業費等の削減に取り組み、運営費交付金割合について、前年度の割合を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図ることとする。			
7-3	8-3	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費(総合せき損センターの運営)	<ul style="list-style-type: none"> ・労働災害等による外傷により脊椎、脊髄に重度の障害を被った勤労者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を実施するとともに、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行い、早期の職場・自宅復帰を図るため、総合せき損センター(1箇所)を設置。 ・麻痺を克服し、生活自立を目指すため、治療からリハビリテーション、さらに重度障害者の支援機器等の開発を行うなど総合的な脊髄損傷の専門施設。 ・毎年度、独立行政法人評価委員会に諮り、評価又は必要な意見の提言を受けている。 	A	自己収入の確保に努めるとともに、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約における仕様等の見直しによって事業費等の削減に取り組み、運営費交付金割合について、前年度の割合を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図ることとする。			

7-4	8-4	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (労災リハビリテーション作業所の運営)	<ul style="list-style-type: none"> ・労働災害(業務災害又は通勤災害)で外傷性せき髄損傷の障害を受けた者や両下肢に重度の障害を受けた者で、自立更生しようとしている者を宿舎に受け入れ、健康管理や生活指導を行い各種の勤労作業に従事させて、その自立更生を支援するため、労災リハビリテーション作業所(3箇所)を設置。 ・入所者の退所先を確保しつつ、順次廃止。 ・毎年度、独立行政法人評価委員会に諮り、評価又は必要な意見の提言を受けている。 	A	入所者の退所先の確保を図りつつ順次廃止を進めており、26年度中に、さらに2施設を廃止予定としており、今後も施設廃止に伴う人件費の抑制、施設管理費等の節減等の見直しを行うこととする。			
7-5	8-5	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (産業殉職者慰霊事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・産業災害により殉職された人を慰霊するため、高尾みこも霊堂で、毎年秋に各都道府県の遺族代表をはじめ政財界、労働団体の代表等の参列の下、産業殉職者合祀慰霊式を行っている。 ・毎年度、独立行政法人評価委員会に諮り、評価又は必要な意見の提言を受けている。 	A	利用者のサービスの向上を図りつつ、施設管理費等の更なる節減等の見直しを図ることとする。			
7-6	8-6	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (産業保健推進センターの利用促進事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・全国に産業保健推進センター等を設置し、労働局、医師会、労使関係者等と連携しつつ、企業の産業医、衛生管理者、人事労務担当者等の産業保健スタッフに対する支援を実施。 ・主な事業として、①産業保健関係者に対する専門的かつ実践的な研修の実施、②産業保健に関する専門スタッフによる予約面談相談・実地相談、③職場の健康問題等に関する事業主セミナー等の啓発活動、④小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の支給(経過措置)を実施。 ・毎年度、独立行政法人評価委員会に諮り、評価又は必要な意見の提言を受けている。 	A	<p>「産業保健を支援する事業の在り方に関する検討会報告書」(25年6月)を踏まえ、26年度より「産業保健三事業【産業保健推進センター事業(事業主体:労働者健康福祉機構)、地域産業保健事業(実施主体:国(委託))、メンタルヘルス対策支援事業(実施主体:国(委託))】を一元化することにより、三事業を有機的に連動させ、事業場の産業保健活動への支援を効果的・効率的に行うことを検討している。</p> <p>また、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については経過措置の終了に伴い24年度末をもって廃止した。</p>			
7-7	8-7	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (勤労者予防医療センターの運営)	<ul style="list-style-type: none"> ・就業環境等の変化に伴い増加が懸念されている過重労働による健康障害や勤労者のメンタルヘルス不調の予防対策を推進するため、勤労者予防医療センター(9箇所)を設置。 ・作業関連疾患の発症の予防及び増悪の防止に関する労働者に対する健康相談及び指導、作業態様と疾病の発症との因果関係及び当該疾病の増悪の防止に関する情報の収集並びに予防医療に関する効果的な指導方法等の調査研究等を実施。 ・毎年度、独立行政法人評価委員会に諮り、評価又は必要な意見の提言を受けている。 	A	検査機器等のコスト削減、調査経費縮減等の見直しを進める。			
12	12	労災就学援護経費	<ul style="list-style-type: none"> ・労災年金受給者及びその子弟で学校教育法第1条に規定する学校等に在学する場合であって学費の支弁が困難と認められる者に対して労災就学援護費の支給を行う。 	A	執行実績を踏まえ、給付見込額を見直したことにより予算を削減した。	2,944,752	2,909,530	▲ 35,222
67	68	雇用均等行政情報化推進経費	<ul style="list-style-type: none"> ・企業における男女労働者の取扱い、育児・介護休業の状況等に係る事業場の基本情報についてデータベース管理を行うことにより、雇用均等行政の効率化及び相談・指導業務の高度化を図る。 	A	サーバの更改の終了により要求額を削減した。	107,176	57,351	▲ 49,825

※予算額は、運営費交付金の総額であり、「労災病院の運営」(26年度事業番号8-1)には運営費交付金は投入されていない。

29-1	29-1	職業病予防対策の推進 (東電福島福島第一原発緊急作業従事者の被ばく管理対策等)	技術革新の進展に伴う新材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するための総合的な委員会を開催し、適正な職業病予防対策の推進を図る。 東電福島福島第一原発緊急作業従事者の被ばく管理徹底のため、第一原発の作業届について、被ばく防護措置が適切であるか確認するとともに、立ち入り調査等適切な指導等を実施する。 緊急作業従事者の作業内容、被ばく線量等に関するデータベースの運用を行うとともに、緊急作業に従事した者の健康相談及び保健指導を実施する。また、一定の被ばく線量を超えた離職者等に対する健康診断等を実施する。	A	緊急作業に従事した者の健康相談及び保健指導について、平成24年度の実績を踏まえて、減額した。	488,782	435,206	▲ 53,576
41 (一部 38に 統合)	40	メンタルヘルス対策等事業	職場でのメンタルヘルス対策を中心的に行っている産業医等の資質の向上を図ること等により、職場でのメンタルヘルス対策の一層の促進を図る。	A	26年度から、一部、事業分割して他の事業に統合する(産業保健を支援する事業のあり方に関する検討会報告を踏まえ、メンタルヘルス対策支援事業(メンタルヘルス対策支援センターの設置・運営)を「産業保健活動総合支援事業」に統合し新規に事業を実施する)。 また、リスク評価手法の検討に係る事業は25年度限りとする一方、労働者のメンタルヘルス対策の支援、充実のためには、ストレスチェックと面接指導の実施が重要であることから、ストレスチェック等の取り組みに係る周知事業を追加するなど、所要の変更を行った。	861,964	262,431	▲ 599,533
70	71	未払賃金立替払事務実施費	企業倒産により退職を余儀なくされた労働者に未払賃金の一部を政府が立替払する未払賃金立替払事業に必要な原資の補助及び行政経費である。	A	立替払見込額が減少したことにより、減額要求した。	18,985,584	17,210,800	▲ 1,774,784
38に 統合	31	地域産業保健事業	産業医の選任義務のない50人未満の小規模事業場では、独自に産業医を確保し、労働者に対する健康相談・指導等を行うことが困難であることから、財政基盤が十分でない小規模事業場に対し、各種健康相談等産業保健サービスの提供を実施する。	A	26年度より産業保健活動総合支援事業(26年度新規事業・26年度評価番号38)に統合	2,230,377	0	▲ 2,230,377
-	13に 統合	社会復帰促進等事業に関する検討会等経費	社会復帰促進等事業の効率的・効果的な事業運営を図るため、各事業の性格に応じPDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価の結果に基づき予算を毎年精査するとともに、合目的性と効率性を確保するため、本検討会を年2回開催し各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施する。 また、傷病労働者の保護を図るため、アフターケアの具体的な給付内容や義肢等補装具の支給内容等の検討等の在り方について専門家による検討を行う。	A	25年より、労災保険相談員等設置費(25年度評価番号13)に統合	0	0	0
-	7	治療と職業生活の両立等の支援手法の開発	医療機関と企業が連携・調整を図りながら疾病等の種類や職務内容等に応じた効果的な治療・リハビリ等を行うことができ、かつ職業生活の安定を図ることができる方策「治療と職業生活の両立等の実現」の実施に向けた支援手法の調査研究・開発を実施する。	A	24年度で事業廃止	0	0	0
-	25	安全衛生関係等調査研究費	執行役員について、契約関係や権限の付与の状況、使用従属性に関する事実関係などの実態を調査する。	A	24年度で事業廃止	0	0	0

31	32	外部専門機関の整備・育成等事業	メンタルヘルスの問題等、産業医の扱う分野が多様化してきた中においては、産業医の個人的な知識や能力に依存した従来の産業保健活動から、多様な分野の専門職で構成される外部専門機関による産業保健活動に転換していくことが必要であることから、外部専門機関における産業保健活動に対する実施体制、実施状況等について調査を行うとともに、調査結果等を踏まえて外部専門機関運営・活動指針を作成し、これを周知するための研修を実施する。	A	25年度で事業廃止	14,717	0	▲ 14,717
26-4	26-5	中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修等実施事業 (化学物質の危険有害性情報の伝達の促進)	化学物質を取り扱う事業場に対して、化学物質の自主的管理を促進し、また、化学物質の危険有害性情報の提供等の支援を行うことで、化学物質による労働災害を防止する。	A	25年度で事業廃止	55,250	0	▲ 55,250